

# 小売商業等振興事業に関する補助金について

## 1 概要

緊急事態宣言が解除され、経済活動が徐々に持ち直しの様相を見せ始めている時機に消費者の購買意欲をさらに高めるため、小売商業等の活性化や商店街等の魅力向上に効果が見込まれるソフト事業に対する補助を拡充する。

## 2 対象者

商店街振興組合、商店街組合等の商業団体(任意団体を含む)

## 3 補助対象事業

地域特性創出事業(商店街等イメージアップ事業)、共同化推進事業

例) イベント・キャンペーン、スタンプラリーや共通割引カード作成など

## 4 補助対象経費

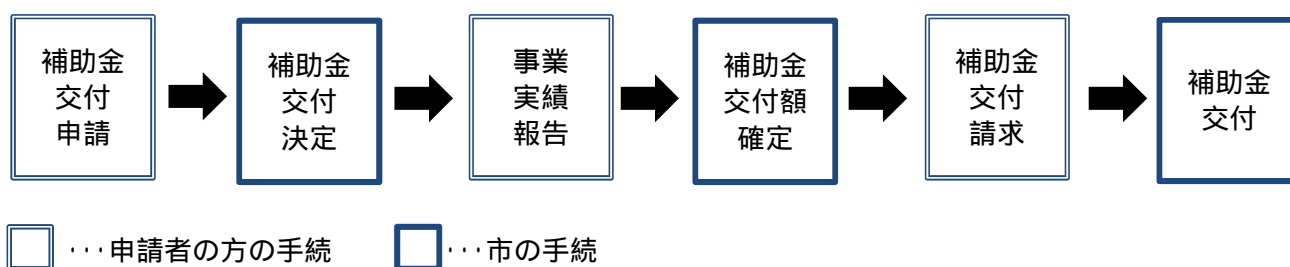
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料  
委託料、使用料及び賃貸料、工事請負費、原材料費、備品購入費

**補助事業者の運営に係る経費は、補助金の対象経費にはなりません。**

## 5 補助率・金額について

要した費用の1/2を補助(上限100万円/件) 総事業費20万円以上

## 6 事業の流れ



## 7 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課  
〒750 0006 下関市南部町 21 - 19  
TEL:083-231-1220 / FAX:083 235 0910

